

令和2年第3回山北町議会定例会（9月8日）

- 議 長 皆さん、おはようございます。
- ただいまから、本日の会議を開きます。 （午前9時00分）
- 議事日程はお手元に配付したとおりであります。
- 日程第1、議案第50号、山北町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定についてを議題といたします。
- 提案者の説明を求めます。町長。
- 町 長 議案第50号、山北町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について。
- 山北町一般職の任期付職員の採用等に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。
- 令和2年9月4日提出。山北町長 湯川裕司。
- 提案理由でございますが、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律等に基づき、一般職の任期付職員の採用等に関し必要な事項を定めるため、提案するものです。
- 詳細については、担当課のほうから説明いたします。
- 議 長 総務防災課長。
- 総務防災課長 それでは、議案第50号、山北町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について、御説明申し上げます。
- 初めに、本条例を新規制定する趣旨でございますが、全国各地で頻発する災害や、予測される大規模災害に有効に対処できるよう防災行政能力を向上させるため、防災危機管理等の専門的な知識、能力、経験を有する退職自衛官を防災監として採用するため、本条例を制定するものです。
- それでは、条例の概要を説明させていただきます。
- 1枚お開きください。
- 法則でございますが、第1条につきましては、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律及び地方公務員法に基づき、職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関して規定しています。

第2条第1項につきましては、特定任期付職員について規定しています。町内部では得難いような特定の専門分野における高度な専門的な知識経験、または優れた識見を有するものを特定の行政課題の処理等に活用するため、任期を定めて採用することができるとしています。第2項につきましては、一般任期付職員について、規定しています。

第1号では、町内部では、業務に必要な専門的な知識経験を有する人材の確保育成に時間がかかる場合に、任期を定めて採用することができるとしています。第2号では、当該専門的な知識経験が有効に活用できる期間が一定の期間に限られる場合。第3号では、当該専門的な知識経験を有する職員を一定期間他の業務に従事させる場合。1枚おめくりください。第4号では、当該業務が公務外における実務の経験を通じて得られる最新の専門的な知識経験を必要とする場合としています。

第3条につきましては、特定のイベントの開催準備のため、一定の期間必要な業務や将来ある時点において廃止することが決定されたサービスに係る業務など、一定の期間内に終了することが見込まれる業務、または、新規施策の立ち上げに伴い、一時的に人員体制を強化する必要がある業務など、職員を期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、任期を定めて採用することができるとしています。

第4条につきましては、任期付短時間勤務職員について規定しています。第1項では、第3条と同様の業務に従事させる場合において、公務の能率的運営に資する場合、任期を定めて採用することができるとしています。第2項につきましては、住民に対して、直接提供されるサービスについて、その提供時間を延長するなど、サービスの水準を向上させるため、当該サービスに係る業務に職員に従事させることが公務の能率的運営を確保する観点から必要な場合、任期を定めて採用することができるとしています。第3項につきましては、介護休暇、介護時間、部分休業の承認を受けた職員が勤務しない時間について、短時間勤務職員を当該職員の業務に従事させることが適当であると認める場合、任期を定めて採用することができるとしています。

第5条につきましては、第3条第1項第1号について掲げる業務の終了の見込みを超える場合や、その他やむを得ない事情により第3条または第4条

の規定により採用される職員の任期を延長することができるとしています。

第6条第1項につきましては、特定任期付職員、一般任期付職員の任期が5年に満たない場合にあっては、採用の日から5年を超えない範囲内において、任期を更新することができるとしています。第2項につきましては、第3条の規定により採用された職員及び任期付短時間勤務職員の任期が3年に満たない場合にあっては、採用した日から3年を超えない範囲内において任期を更新できるとしています。

第7条第1項につきましては、特定任期付職員の給料表を規定しています。1枚おめくりください。第2項につきましては、特定任期付職員の号給の決定は規則で定めるとしています。第3項につきましては、特に顕著な業績を挙げたと認められる特定任期付職員には、給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給できると規定しています。第4項につきましては、号給の決定及び特定任期付職員業績手当の支給は、予算の範囲内で行わなければならないとしています。

第8条第1項につきましては、特定任期付職員に係る給与条例の適用除外を規定しています。第2項につきましては、特定任期付職員の給与条例における読替えを規定しています。第3項につきましては、第3条の規定により採用された職員及び任期付短時間勤務職員に係る給与条例の適用除外を規定しています。第4項につきましては、短時間勤務職員に係る給与条例の適用除外を規定しています。

第9条につきましては、規則への委任を規定しています。

附則、この条例は公布の日から施行する。

説明は以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、議案第50号について質疑に入ります。

質疑に入りますが、質疑終了後、総務環境常任委員会に付託してありますので、本会議の質疑は総括的な質疑とさせていただきます。

それでは、質疑のある方はどうぞ。

質疑がないので、議案第50号は総務環境常任委員会に付託いたします。

日程第2、議案第53号、山北町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。町長。

町 長 議案第 53 号、山北町特別職の職員の給与の採用及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

山北町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 2 年 9 月 4 日提出。山北町長 湯川裕司。

提案理由でございますが、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、町長、副町長及び教育長の期末手当を減額する特例措置を実施したいので提案するものです。

詳細については、担当課のほうで説明いたします。

議 長 総務防災課長。

総務防災課長 それでは、議案第53号、山北町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

1 枚おめくりください。

初めに、条例改正の経緯でございますが、新型コロナウイルスに関わる緊急対策の財源に充てるため、町長、副町長、教育長の12月の期末手当を削減することを決め、本条例の改正を行うものです。

それでは新旧対照表で御説明申し上げます。1 枚おめくりください。

附則第28項、町長等に係る令和 2 年12月の期末手当の額は、第 4 条第 2 項及び第 3 項の規定にかかわらず、当該各項の規定により算出した期末手当の額から、町長にあつては100分の25に相当する額を、副町長及び教育長にあつては100分の20に相当する額を減じて得た額とする。

それでは 1 枚お戻りいただき、改正文を御覧ください。

附則、この条例は公布の日から施行する。

説明は以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、議案第 53 号について質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

質疑はございませんか。

12 番、富田陽子議員。

12 番 富 田 今回のこの削減案でどれぐらいの予算になるのか。また、その削減額で具

体的な使用目的というのはどういったものなのでしょうか。

議 長 総務防災課長。

総務防災課長 削減額でございますが、3名合わせて113万4,175円となります。

目的はですね、ちょっと財務課長のほうから説明させていただきます。

議 長 財務課長。

財務課長 今回の削減の使用の目的ですけども、これは防災備品のほうの購入のほうに充当するように今考えてございます。

以上です。

議 長 富田陽子議員。

12番 富田 その防災備品の購入を検討されているということですが、それは、国からの新型コロナウイルス感染症対応地方再生臨時交付金を活用して、それを購入するということは考えられないのでしょうか。

議 長 財務課長。

財務課長 制度的にはその交付金を活用して購入することも可能でございますけども、今回削減の意図として、そのように使いたいという意思がございますので、そちらのほうを優先して充当したいと考えております。

議 長 ほかに質疑のある方はいらっしゃいますか。

質疑が終わりましたので、討論のある方はいらっしゃいますか。

それでは初めに、原案に反対者の発言を許します。反対討論の方はいらっしゃいますか。

11番、堀口恵一議員。

11番 堀口 11番、堀口です。

議案第53号、反対討論を行います。

8月3日の全員協議会にて、議会運営委員会より、前回、委員長より前回町三役期末手当の減額削減原案が否決となりましたが、議会でも何かしなければいけないとの発言がありました。また、副議長からは、町と足並みをそろえていかなければならないとの発言もありました。議会も町と同じ三役だけ報酬削減するなら分かるのですが、反対者もいる中、議員全員となると、今度は町職員も何かしなければいけないということになります。本当に、財政が厳しいのであれば、町全体で報酬手当等を削減すべきと考えます。額

にも、多分、全くコロナの莫大なマイナスに対しては、町長の削減ぐらいでは、どうしようもないというふうに私は思っております。本当に財政が厳しいのであれば、町全体で報酬手当等削減する全体的な構想を打ち出していかねばならないと思います。この後、議員全員の報酬削減案が発議、上程される予定になっていますが、それに反対する関係もあり、今回は、この条例制定に反対いたします。

以上です。

議 長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

賛成討論のある方はいらっしゃいますか。

9番、児玉洋一議員。

9番 児 玉 9番児玉でございます。

私は、議案第53号、山北町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場で討論をいたします。

先ほどの反対討論の中では、足並みをそろえるのなら、町全体で報酬を削減すべき旨の発言がありました。ここでいう足並みというのは、コロナウイルス対策に向けて、町三役から提案があったといったものであり、議会の挙げるのであれば、議会としても両輪となって、コロナウイルス対策に立ち向かっていくべきではないかという意味であります。また、町職員の給与削減、この辺りにつきましては、別に人事院勧告等で決まることでございますので、ここでの議論をする場ではないのかなというふうに考えてございます。

改めて、山北町にとって一番重要なところは、経済再生と教育支援であり、スピード感を持った対応が一番重要であると考えております。1日でも早く安心して暮らせる日常を取り戻すべく、今回の町の姿勢を評価し、賛成の討論、賛成の立場としての討論といたします。

以上です。

議 長 次に、反対者の討論はございますか。

ほかに討論はございますか。

賛成の討論ですか。

13番、石田照子議員。

13番 石 田 13番、石田でございます。

私は、議案第53号に賛成の立場で討論させていただきます。

先ほど、堀口議員から反対の討論がございましたけれども、何点かちょっと違うかなというところもございましたので、それに対して、反対をしながら、53号に賛成討論をいたします。

まず、私が議会でも何とかしなければいけないと言ったということがございましたけれども、これは、三役の削減を受けてではなく、それ以前から議会としても何か商工業者に直接お金が落ちるような支援ができないんだろうかということで模索しておりましたので、この議員の期末手当削減は、三役を受けてということではございません。また、町と足並みをそろえていかなければならないという御発言もございましたけれども、これは、削減を足並みそろえるのではなくて、コロナ対応においては、議会も町も車の両輪として足並みをそろえていかなければいけないというのは、当然だと思います。そういう意味で今賛成討論いたしますけれども、議会として、何か支援をしなければいけないとの模索は5月よりしておりました。また、町と足並みをそろえるというのは、コロナ対応においては、車の両輪として足並みをそろえるということであり、有事の際には、当然のことと考えます。職員給与についても、先ほど児玉議員からございましたけれども、人事院の勧告がない中で議会に関する問題ではなく、全くの的外れであると思います。三役の期末手当削減については、切迫した状況の中で少しでも財源確保したいというお気持ちは十分理解でき、町のトップランナーとしての姿として共感できますので賛成といたします。

以上です。

議 長 ほかに討論はございませんか。

討論もほかにないようですので、以上で討論を終わりにし、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、議案第53号を採決いたします。原案に賛成者は起立をお願いいたします。

(起立多数)

議 長 起立多数。よって議案第53号は原案どおり可決されました。

日程第3、議案第55号、山北町手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。町長。

町 長

議案第55号、山北町手数料条例の一部を改正する条例の制定について。

山北町手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和2年9月4日提出。山北町長 湯川裕司。

提案理由でございますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正等により、本条例を改正する必要性が生じたため提案するものです。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長

町民税務課長。

町民税務課長

それでは、議案第55号について、御説明申し上げます。

2枚目をお開きください。

山北町手数料条例の一部を改正する条例。

初めに、今回の条例改正の主な概要でございますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律などの改正により、令和2年5月25日をもってマイナンバーの通知カードが廃止され、今後は再交付しないこととなりました。これに伴い、通知カードの再交付手数料を規定している本条例を改正するとともに、ほかの項目におきましても、現行の取扱いに合わせて条文を整理するものです。内容につきましては、新旧対照表にて説明させていただきます。

新旧対照表の1ページ目を御覧ください。

第2条におきまして、第16号については、再交付手数料を2,900円から3,400円に改めるもので、第30号は削除するものでございます。また、第31号につきましては、号番を第30号へ繰り上げるとともに、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個

人情報の提供等に関する省令」へ改めるものです。さらに、第32号から第34号につきましては、それぞれ1号ずつ繰り上げるものであります。

第3条第1項におきまして、「1税目をもって」は納税者の手数料負担を軽減するため、「1枚を」へ改め、第4項中「第30号」は「第29号」へ改めるものです。

さらに、第6条につきましては、「通知カード及び」と「及び第31号」をそれぞれ削除するものでございます。

それでは議案の2枚目にお戻りください。

附則。この条例は公布の日から施行する。

説明は以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、議案第55号について質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

13番、石田照子議員。

13 番 石 田 13番石田でございます。第2条の第16号中に2,900円を3,400円に改めておりますけれども、この登録票というのはどのようなものなのでしょうか。

議 長 環境課長。

環 境 課 長 お答えします。鳥獣保護法の第19条に、野生鳥獣について使用できる、要は飼うことができる登録をする手続を県知事の許可で出すんですけども、野生鳥獣、本来飼えないものを、特別に、要は愛玩のためですとか、学術研究のためにそれを捕獲して飼うということで、その手続が法で定められているということでございます。今回この金額を3,400円に改めるというものでございます。

議 長 13番、石田照子議員。

13 番 石 田 そうしますと、研究等で本来でしたら飼えない鳥獣を飼うということであるならば、山北町については何ら値上がりしても影響はないとお考えですか。

議 長 環境課長。

環 境 課 長 お答えします。過去に調べたところ、山北町では、学術研究とか、あと愛玩動物での飼育の実績はないと。補足でございますけれども、平成20年4月に第11次神奈川県鳥獣保護事業計画で愛玩のための捕獲許可は認めない

ということになってございますので、愛玩のためについては、事実上、平成20年度から許可にはならないという状況でございます。

以上です。

議長 よろしいですか。ほかにございませんか。

質疑は終わりましたので、討論を省略し……。失礼。

13番、石田照子議員。

13番石田 1番の裏面なんですけれども、第3条、前条第17号に掲げる租税及び公課に関する証明は、1枚を1件として手数料を徴収すると改正されておりますけれども、そうしますと、1枚の紙にいくつか数点申請をしても、今300円くらいですか、1回という解釈でよろしいのでしょうか。

議長 町民税務課長。

町民税務課長 以前の古いシステム的时候には、1税目で1枚という納税の証明書の発行が、つまり、お一方が、複数、納税証明が出る場合には、どうしても金額が多くなってしまふという状況だったんですけども、近年のシステムは改善されて、1枚でも8行ぐらいまで全部表示されると。もし複数の税目の表示であった場合、条例どおりですと、その税目どおりの金額を頂くんですけども、同じ1枚ペラで多く頂くという部分に関して、やはり納税者の負担部分を考慮した上で、いわゆる運用規定で1枚300円という形で徴収させていただいてきたところがもうずっとありましたので、ここで合わせて改正させていただくということになります。

議長 13番、石田照子議員。

13番石田 そうしますと、複数申請をする方にとっては、減額という解釈でよろしいのですね。

議長 町民税務課長。

町民税務課長 お察しのとおりでございます。

議長 ほか質疑のある方はいらっしやいませんか。

質疑が終わりましたので討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議長 御異議ないので、議案第55号を採決いたします。原案に賛成者は起立をお

願いたします。

(全員起立)

議 長 起立全員。よって議案第55号は原案どおり可決されました。  
日程第4、議案第56号、山北町立の小中学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。町長。

町 長 議案第56号、山北町立の小中学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

山北町立の小中学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和2年9月4日提出。山北町長 湯川裕司。

提案理由でございますが、令和3年4月1日に山北町立三保小学校が山北町立川村小学校に統合されることに伴い、本条例を改正する必要性が生じたため提案するものです。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長 学校教育課長。

学校教育課長 それでは、議案第56号、山北町立の小中学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

1枚おめくりください。山北町立の小中学校等の設置に関する条例の一部を次のように改正する。

もう1枚おめくりいただいて、新旧対照表を御覧ください。別表を改正するもので、山北町立三保小学校の欄を削り、山北町立川村小学校のみとするものです。

1枚お戻りください。附則。この条例は令和3年4月1日から施行する。

以上で説明を終わりにします。

議 長 説明が終わりましたので、議案第56号について質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

質疑がないので討論を省略して、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、議案第56号を採決いたします。原案に賛成者は起立をお願いいたします。

(全員起立)

議 長 起立全員。よって議案第56号は原案どおり可決されました。  
日程第5、議案第57号、山北町立学校給食共同調理場の設置等に関する条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。町長。

町 長 議案第57号、山北町立学校給食共同調理場の設置等に関する条例を廃止する条例の制定について。

山北町立学校給食共同調理場の設置に関する条例を廃止する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和2年9月4日提出。山北町長 湯川裕司。

提案理由でございますが、令和3年4月1日に山北町立三保小学校が山北町立川村小学校に統合されることに伴い、学校給食共同調理場が廃止されるため提案するものです。

詳細については、担当課のほうで説明いたします。

議 長 学校教育課長。

学校教育課長 それでは、議案第57号、山北町立学校給食共同調理場の設置等に関する条例を廃止する条例について、御説明をいたします。

まず初めに、現在小学校の給食は川村小学校の敷地内にある学校給食共同調理場におきまして、川村小学校と三保小学校の給食を調理し、三保小学校はそこから配送をしております。令和3年4月1日に三保小学校が川村小学校に統合されることに伴いまして、学校給食共同調理場でなく川村小学校単独の調理場となるため、本条例を制定するものでございます。

1枚おめくりください。山北町立学校給食共同調理場の設置等に関する条例は廃止する。

附則。この条例は令和3年4月1日から施行する。

以上で説明を終わります。

議 長 説明が終わりましたので、議案第57号について質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

質疑がないので討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議長 御異議ないので、議案第57号を採決いたします。原案に賛成者は起立をお願いいたします。

(全員起立)

議長 起立全員。よって議案第57号は原案どおり可決されました。

日程第6、発議第1号、山北町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

議席番号13番、石田照子議会運営委員長。

13番 石田 発議第1号、山北町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

山北町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和2年9月4日提出。山北町議会議員石田照子。同じく瀬戸恵津子。同じく山崎政司。同じく熊澤友子。同じく児玉洋一。

提案理由でございますけれども、新型コロナウイルス感染症による町民生活や地域経済への影響を考慮し、一層の支援が必要なことから、令和2年12月に支給する議長、副議長及び議員の期末手当を減額する特例措置を行うため提案するものです。

なお、このたびの期末手当の減額に伴う財源の使途については、子どもたちの読書活動への支援等へ充てていただけるよう、町側に配慮をお願いしたところでございます。

詳細は事務局が説明いたします。

議長 事務局長。

事務局 長 それでは、発議第1号、山北町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を御説明申し上げます。

1枚おめくりください。山北町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

期末手当の額の特例といたしまして、第10項に議長、副議長及び議員に係る令和2年12月の期末手当の額は、第4条第2項及び第3項の規定にかかわらず、同項の規定による額から100分の20に相当する額を減じた額とするということで、今年度の12月の期末手当について、20%のカットを特例的に行うものでございます。

附則。この条例は公布の日から施行する。

説明は以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、発議第1号について質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

12番、富田陽子議員。

12番 富田 この発議をする前に全員賛成かではなく、全員の意見を聞いて、この発議を出すというそれまでのシステムといたしますか、そういう形式はとれなかったのでしょうか。

議長 13番、石田照子議会運営委員長。

13番 石田 今回の御発言は、条例の一部改正に対する質問ではないとは思いますが、これを発議にする前に、全員協議会等で丁寧に説明をしたところでございます。皆さんも御承知のことかと思えます。

議長 ほかには質疑の方はいらっしゃいますか。

質疑が終わりましたので、これから討論を行います。討論はございますか。

反対討論、それでは反対討論の方から挙手願いたいと思えます。

8番、清水明議員。

8番 清水 私は、反対の立場から討論に参加をいたします。議員は、町民の一員であります。当たり前のことです。特別な存在ではありません。その証拠に、4年間を過ぎれば、普通の町民に戻ります。その町民の一員である議員が町民を支援するという事は、議員が町民とは違う特別な存在であるように思われてしまうのではないかなと危惧をします。議員は、町民の福祉の向上に寄与することが大きな役割があることは論を待ちませんが、今回のこの発議については、若干の疑問が残ります。

私はこの発議には反対をいたします。

議 長 次に、原案に賛成者の討論の方はいらっしゃいますか。

9 番、児玉洋一議員。

9 番 児 玉 9 番児玉でございます。

私は、発議第 1 号、山北町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場で討論をいたします。

本発議案件については、提案理由にもあるとおり、新型コロナウイルス感染症による町民生活や地域経済等への影響を考慮し、山北町議会としても一層の支援が必要であると考えた上での提案です。

先ほど、議案第 53 号、山北町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、こちらについては、賛成多数で可決をされました。以前、5 月 29 日に開かれた臨時議会において、今回同様、町三役の期末手当削減提案がなされ、議会としては否決をしました。その理由としては、町の財政収支が明らかになっていない時点では、減額の提案については時期尚早ではないかと。財政状況が明らかになった時点で議会も同様な考えをしていく必要があるという理由でした。その後、6 月の第 2 回定例会や全員協議会、8 月の臨時議会等において、町の財政収支は明らかになってきており、町民生活や地域経済に及ぼす影響は計り知れない状況にあります。町三役とともに議会としても町民に寄り添う必要があるのではないかと。学校教育や子どもたちに少しでも支援をしていくべきではないかと。まさに、今それが絶好の機会だと思ひまして、本発議案件について賛成討論といたします。

以上です。

議 長 次に、原案に反対討論の方はいらっしゃいますか。

11 番、堀口恵一議員。

11 番 堀 口 11 番、堀口です。

発議第 1 号、反対討論を行います。

8 月 3 日全員協議会にて、この条例案に関連して使い道の説明がありました。先ほどありましたとおり、図書カードを配付ですね、その使い道に賛成できないので反対です。

報酬削減どころか、報酬増額すべき状況と考えています。現在、山北町では政務活動費がゼロであります。しかし、昨今の高度情報化に対応すべく、

必須の経費を個人負担で行っています。内容は、スマホ、パソコン、プリンターなど機材のほか、月々の通信費などがあります。

町では、子どもたちに対して手厚く、G I G Aスクール構想などで1人1台パソコン推進やオンライン教育のため、一部無償でW i - F i環境貸出しなども行っています。

一方、議会活動を見ると、I C T化に対応すべきとのことで、掛け声だけはよいのですが、議会のミーティングルームのW i - F i環境要求、議会でのタブレット利用などには全く予算がつかず、遅れたままの状態になっています。子どもたちのI C T化を進めようと考えている私たちがタブレットも使えない状況で行っているのでは、まともな議論もできるはずがありません。今回、削減案では1人13万円程度だと思いますが、湯河原町議会でも使っている12.9インチタブレット、i P a d程度のがちょうど買える金額です。条例を否決して、そのお金でタブレットを購入して、I C T化を進め、貢献したほうがはるかに効果的だと考えます。自分たちにできることをやっていなくて、報酬削減で対応するというのは、その分議員の仕事を放棄しているようなものであります。

よって、今回の条例には反対です。

さらに言えば、山北町の面積は南足柄市の3倍あります。ほか、小田原市の面積の2倍、松田町の6倍、大井町の16倍、開成町に至っては34倍もの面積なのです。活動しない議員はあまり感じないかもしれませんが、積極的に活動しようとする議員が自分の車でちょっと町中を見る場合など、ガソリン経費は2倍から34倍かかっているわけです。町面積が大きいゆえ、他町より大きい議員負担が既にあるわけです。現状、議員の窮状がある状態での報酬削減をする条例には全く反対です。

以上。

議 長 次に、原案に賛成討論の方はいらっしゃいますか。

1 番、瀬戸恵津子議員。

1 番 瀬 戸 私は、発議第1号、山北町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場で討論いたします。

本案件は、提案理由にもございますように、新型コロナウイルス感染症の

感染拡大により町民生活は大きな影響を受けております。また、いつ終息するのかも分からず不安が増しております。町民の福祉の向上に寄与することを第一の使命に考える山北町議会議員として、町民に寄り添うことを見える形で表し、まとまった財源を生み出すためにも、この条例改正は何も反対する理由がございません。町行政が苦渋しているときに、共に同じ方向で歩むことに何らちゅうちょはございません。期末手当の20%を削減するこの条例の改正の発議に賛成することをお訴えし、また皆様に御賛同をお願いし、私の賛成討論といたします。

以上でございます。

議 長 ほかに討論はございますか。

討論がないようですので、以上で討論を終わりにし、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ございませんか。

議 長 御異議ないので、発議第1号を採決いたします。原案に賛成者は起立をお願いいたします。

(起立多数)

議 長 起立多数。よって発議第1号は原案どおり可決されました。

日程第7、議案第58号、令和2年度山北町一般会計補正予算（第5号）について議題といたします。

提案者の説明を求めます。町長。

町 長 議案第58号、山北町一般会計補正予算（第5号）。

令和2年度山北町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7億9,931万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ69億4,531万9,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表、歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債の補正」による。

令和2年9月4日提出。山北町長 湯川裕司。

提案理由でございますが、今回の補正予算の歳入の主なものは、新型コロナウイルス感染症の影響を見込んだ町税9,047万2,000円の減額、普通交付税の確定による地方交付税3億4,699万9,000円の増額であり、歳出の主なものは、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業や令和元年台風19号で被災した町道谷戸北畑線の復旧費で、歳入歳出総額をそれぞれ7億9,931万9,000円の増額補正するものでございます。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長  
財 務 課 長

財務課長。

それでは、議案第58号、令和2年度山北町一般会計補正予算（第5号）について、御説明申し上げます。

2ページ、3ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正です。

歳入につきましては、1款町税から、4ページ、5ページをお開きください。上段、22款町債まで、合計で7億9,931万9,000円の増額で、補正後の予算額は69億4,531万9,000円になるものでございます。

歳出につきましては、2款総務費から6ページ、7ページをお開きください。上段の13款予備費まで、歳入と同額を補正するものでございます。

次に、第2表の地方債の補正でございます。総務債については、総務債と次の土木債の一部については、起債の対象から外れたため、それぞれ670万円と540万円を減額するもので、教育債については、新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金の対象となったため、2,160万の減額。臨時財政対策債については、確定により借入限度額を1億9,000万円から1億9,751万4,000円へとするものでございます。

続きまして、事項別明細書で御説明いたします。10ページ、11ページをお開きください。

最初に歳入でございます。

1款町税、1項町民税、1目個人、2,127万5,000円の減額については、所得が減となる見込みのため、減額をするものでございます。

2目の法人3,050万円の減額は、実績が前年を下回っているため、減額をするものでございます。

2 項固定資産税、1 目固定資産税3,520万円の減額は、土地価格の下落や徴収猶予、減価償却などにより減額をするものでございます。

3 項軽自動車税、1 目軽自動車税119万5,000円の減額及び2 目の環境性能割84万9,000円の減額は、見込み台数の減によるものでございます。

5 項入湯税、1 目入湯税145万3,000円の減額は、利用者の減によるものでございます。

2 款地方譲与税、3 項森林環境譲与税、1 目森林環境譲与税722万1,000円は、内示による交付見込額でございます。

6 款地方消費税交付金、1 項地方消費税交付金、1 目地方消費税交付金2,000万円の減額は、コロナウイルスの影響による消費の落ち込みの見込みのため減額をするものでございます。

10 款地方特例交付金、1 項地方特例交付金、1 目地方特例交付金は362万1,000円の増額補正でございます。説明欄の住宅減税特例交付金は、確定により32万5,000円の減額。自動車等減税特例交付金は、環境性能割における消費増税対策の軽減分を国が補填するもので、394万6,000円の増額でございます。

次に、11 款の地方交付税ですけれども、12、13 ページをお開きください。

1 目地方交付税は、普通交付税の確定により3 億4,699万9,000円の増額でございます。これにつきましては、町税の減収による基準財政収入額の減額、会計年度任用職員制度による基準財政需要額の増などにより、普通交付税が確定により増額になったものでございます。

次に、13 款分担金及び負担金の1 項負担金、1 目民生費負担金は236万5,000円の減額です。説明欄に記載の保育所保育料現年度町内分、放課後児童クラブ利用料、認定こども園保育料現年度町内分は、それぞれ4 月から6 月分の日割りの還付でございます。

15 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目民生費国庫負担金は335万6,000円の増額で、2 節児童手当負担金325万円は、児童手当の元年度の清算によるものでございます。

3 節保険基盤安定負担金10万6,000円も、介護保険1 号被保険者負担軽減分の元年度清算によるものでございます。

2 項国庫補助金、1 目民生費国庫補助金は96万3,000円の増額です。子ども

子育て支援交付金の特定措置分で、放課後児童クラブの時間延長などの補助で3分の1の補助でございます。

2目衛生費国庫補助金は9万6,000円の増額です。母子保健事業として3か月児童健診やオンライン指導の助成金で2分の1の補助でございます。

3目土木費国庫補助金は2億8,726万4,000円の増額です。元年度台風19号により被災した谷戸北畑線の復旧の補助金でございます。

6目社会資本整備総合交付金は354万7,000円の増額です。土砂災害洪水ハザードマップ作成の補助金で2分の1の補助でございます。

7目総務費国庫補助金は638万円の増額で、マイナンバー連携システム改修の補助金で10分の10の補助でございます。

8目新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は4,372万7,000円の増額で、コロナウイルス対策を実施するもので10分の10の補助でございます。

16款県支出金、1項県負担金、6目災害復旧資金負担金は6,480万4,000円で、谷戸北畑線等の災害復旧のため、協定により県が負担する分でございます。

2項県補助金、2目民生費県補助金は151万4,000円の増額です。民生・児童委員活動費4万4,000円は、単価の改定によるものでございます。市町村障害福祉事業推進補助金は、グループホーム家賃補助で対象者が1人増えたことによるものでございます。

14、15ページをお開きください。

5節子ども・子育て支援交付金96万3,000円は特例措置分で、放課後児童クラブの補助の県負担分3分の1の補助でございます。

6節新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金40万2,000円は、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策事業として保育園、こども園に交付されるもので、10分の10の補助でございます。

3項委託金、3目商工費委託金は35万7,000円の増額です。丹沢湖記念館等管理委託金で、ダムカードが人気のため、事務量の増などにより委託金の増でございます。

17款財産収入、2項財産売却収入、1目不動産売却収入は287万7,000円の

増額です。土地売却収入は、廃道路敷など2件を払下げしたものでございます。

18款寄附金、1項寄附金、1目一般寄附金65万4,000円は、4件の寄附をいただいたものでございます。

3目教育費寄附金、1節教育総務費寄附金100万円は、教育のために寄附をいただいたものでございます。

4目農林水産業費寄附金、1節農業費寄附金は、農道維持管理のために50万円寄附を頂いたものでございます。

19款繰入金、3項他会計繰入金、1目介護保険事業特別会計繰入金1,709万7,000円は、令和元年度分清算に伴い繰入れをするものでございます。

20款の繰越金は、前年度繰越金の確定に伴い、1億4,635万8,000円を増額するものでございます。

21款諸収入、4項雑入、1目雑入は7000円の増額です。

3節の公務災害補償金で、かけ金の改定によるものでございます。

16、17ページをお開きください。

22款町債、1項町債、1目総務債は670万円の減額で、起債の対象とならないための減額。

2目土木債、540万円についても対象でないため減額をするものでございます。

4目教育債は2,160万円の減額ですが、G I G Aスクール事業について、臨時交付金の対象となったことにより減額をするものでございます。

6目臨時財政対策債は、確定により751万4,000円増額をするものでございます。

18、19ページをお開きください。

歳出でございます。

1款議会費、1項議会費、1目議会費は190万7,000円の減額です。議会議員の期末手当を20%減額し、児童の図書カード購入費に充てるものでございます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費は267万8,000円の増額です。説明欄の人件費の特別職83万円の減額は、町長、副町長の期末手当を減額し、

防災備品の購入に充てるものでございます。職員の給料、職員手当、共済費及び一般経費の被服費は、10月から採用を予定している防災監1人分の経費でございます。

5目財産管理費は1億7,220万6,000円の増額です。庁舎管理事業の修繕費159万3,000円はキュービクルの修繕費でございます。財産管理事業の清水中学校修繕負担金44万3,000円は、給水ポンプの交換を東急建設と折半するものでございます。基金管理事業は1億7,000万円の増額です。今後、町が予定している事業のための積立金でございます。三保小学校跡地活用検討事業は、17万円の増額です。

20ページ、21ページをお開きください。

三保小学校跡地活用委員会の開催経費で委員謝金10人分の会議の開催経費でございます。

7目企画費は74万円の増額です。公共交通路線バスの事業者緊急支援金は、神奈川県バス協会から支援要望があるため、松田町、大井町とともに富士急湘南バスに対し支援をするものでございます。

9目調整連絡費は78万円1,000円の増額です。連合自治会から地域の自治会関係の会議のためのコロナウイルス対策として、除菌液やマスク等の物品の支給要望があったために支援をするものでございます。

12目電算管理費は49万3,000円の増額です。総合行政情報システム整備事業の備品購入費35万円は、県や関係機関等とオンラインで会議等ができるよう、WEB会議用機材を5セット購入するものでございます。その下の神奈川情報セキュリティクラウド利用料はアカウントの利用料でございます。

15目定住総合対策事業費は49万円の減額です。コロナウイルスによりやまきた体験ツアーと山北LOVE婚が中止のため、減額をするものでございます。

2項町税費、2目賦課徴収費は492万円の増額で、修正申告等により還付が増えたことによるものでございます。

22、23ページをお開きください。

3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費は638万円の増額です。戸籍情報システム改修業務委託料、戸籍附票システム改修業務委託料は、マ

イナンバーとの連携のためのシステム改修でございます。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費は105万円の増額です。民生・児童委員活動事業の活動負担金4万5,000円は、県の補助単価の増によるものでございます。一般経費の社会福祉協議会助成金100万5,000円は、ともしびショップの減収分を補填するものでございます。

5目障害者福祉費は21万円の増額で、障害者地域生活サポート事業補助金は、対象者が1名増えたことによるものでございます。

7目介護保険事業特別会計繰出金は10万6,000円の増額で、前年度清算による介護保険事業の繰り出しでございます。

2項児童措置費、1目児童福祉総務費は245万円の増額です。会計年度任用職員経費は、放課後児童クラブ時間延長によるものでございます。

2目児童措置費681万9,000円の増額は、児童手当の過年度清算による返納でございます。

24、25ページをお願いします。

3目保育園費は149万9,000円の増額です。保育園運営事業の事務機器借上げ料は、印刷機が壊れたため、新たにリースをするものでございます。保育園維持管理事業の修繕費は、遊戯室の折戸の修繕、工事請負費は遊戯室の床の塗装工事と網戸の設置工事でございます。

5目認定こども園費は43万2,000円の増額です。修繕費は、ブランコや冷凍庫などを修繕するもので、工事請負費は網戸を設置するものでございます。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費は218万9,000円の増額です。母子保健事業の妊婦応援給付金は、妊婦の方に2万円を支給するもので45人分を予定しております。健康福祉センター管理事業の修繕費100万円については、予防的に修繕を行うものでございます。管理備品購入費28万9,000円は、出入口にサーモマネジャー2台を購入するものでございます。

3目環境衛生費は15万7,000円の増額です。猿の捕獲をしてもらうための謝礼金でございます。

5款農林水産業費ですが、26ページ、27ページをお開きください。

1項農業費、3目農業振興費は959万円の増額です。鳥獣害対策事業の会場使用料は、研修会が中止のための減額でございます。防護柵等設置補助金は

申請件数が当初22件の見込みが39件の見込みのため、76万5,000円増額をするものでございます。足柄茶振興事業の足柄茶生産奨励金900万円は、コロナウイルスにより足柄茶の流通が減少しているため、生産者に対し1軒10万円、90軒分を予定してございます。

5目農地費は50万円の増額で、寄附金で農道の整備を行うものでございます。

2項林業費、2目林業振興費は729万6,000円の増額です。林業促進事業の測量業務委託料は、谷峨地域の森林測量と箒沢林道の測量でございます。工事請負費の林道維持管理工事は大野山東西道路を減額するもので、地域森林整備工事は谷峨地域の森林整備を行うものでございます。これらの事業につきましては、森林環境譲与税を充当してございます。共和のもりセンター管理運営事業の高濃度PCB含有機器更新工事は、昨年度PCBの調査を実施したところ、町有施設では、共和のもりセンターが該当したため、交換をするものでございます。

6款商工費、1項商工費、3目観光費は44万8,000円の増額です。観光施設維持管理事業の修繕費100万円は、大野山山頂公衆トイレなどを修繕するものでございます。丹沢湖周辺地域清掃及び施設等管理費補助金は、環境整備公社に対する助成で、歳入で御説明しましたダムカード配布による事務量の増加分などとして、35万8,000円を助成するものでございます。D52を活用した元気なまちづくり事業のD52運行委託料56万円の減額は、コロナウイルスにより整備内容を変更したことによる減額。

28、29ページをお開きください。イベント開催助成金35万円は、イベント中止による減額でございます。

7款土木費、2項道路橋梁費、1目道路維持費は1,650万円の増額です。町道維持補修事業の修繕費と工事請負費は、自治会要望などに対応をするものでございます。

2目道路新設改良費は252万3,000円の減額です。道路新設改良事業の測量設計業務委託料と工事請負費は、塩沢線の工事請負費に振り替えるための組替えでございます。道路用地取得費と使用物件保証費は、神縄地区内道路を翌年度にしたため、減額をするものでございます。

3項河川費、1目河川維持費50万円の増額は、用水路の修繕等に対応するものでございます。

5項都市計画費、2目都市公園費は51万1,000円の増額でございます。修繕費51万1,000円は、鉄道公園のポリカーボ板やぐみの木公園のブランコの修理、コミュニティ広場に日よけ等を設置するものでございます。

8款消防費、1項消防費、2目非常備消防費は8,000円の増額です。これは掛金が増額となったものでございます。

30、31ページをお開きください。

5目防災対策費は913万9,000円の増額でございます。防災対策備品等整備事業は、特別職の期末手当減額分で、消耗品費で医療用ガウン、災害備蓄エコマットの購入、備品購入費でサーモマネジャーを購入するものでございます。自主防災対策事業の自主防災対策助成金82万3,000円は、自主防災会からの要望が増となったため、対応するものでございます。地域防災計画事業の防災ハンドブック、防災マップ策定業務委託料は、県の地域設定が完了したため、土砂災害洪水ハザードマップを作成するものでございます。防災対策事業の山北高等学校教育改革推進事業負担金7万2,000円は、地域学習支援員2名分を助成するものでございます。

9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費は1,316万3,000円の増額でございます。最初に人件費については、教育長の期末手当の減額分で防災備品の購入に充てるものでございます。教育振興事業の消耗品と通信運搬費は、議会議員の期末手当減額分で3歳から中学3年生まで1人2,500円の図書カードを購入する経費及び郵送料でございます。備品購入費では、電子黒板を10台購入をするものでございます。新型コロナウイルス感染症防止学習支援、教育環境整備事業の機器購入費は、寄附金を活用して空気清浄機9台を購入するものでございます。

32、33ページをお開きください。学校統合推進事業の閉校記念事業助成金300万円は、三保小学校の閉校のため、実行委員会から要望があったものでございます。豊かな学びの支援推進事業については、研究発表会が中止のため予算を組み替えるものでございます。

3項川村小学校費、1目学校管理費は110万8,000円の増額です。学校施設

維持管理運営事業の工事請負費では、放送設備の交換と網戸を設置するもの  
でございます。

4項山北中学校費、1目学校管理費は8万9,000円の増額で、こちらも網戸  
を設置するものでございます。

6項社会教育費、1目社会教育総務費は40万円の減額です。家庭教育学級、  
町文化祭の中止による減額でございます。

4目生涯学習センター費は3,278万円の増額です。生涯学習センター維持管  
理事業の空調機器更新工事は、多目的ホール、舞台の空調機器を更新するも  
のでございます。

7項保健体育費、1目保健体育総務費は22万円の減額です、

34、35ページをお開きください。足柄上郡総合体育大会神奈川駅伝が中止  
のため、減額をするものがございます

10款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費、1目農林水産施設災害復  
旧費は500万円の増額で、谷峨地区の農地災害の復旧費などがございます。

2項公共土木施設災害復旧費、1目公共土木施設災害復旧費は3億9,320万  
円の増額です。小災害復旧工事については、今後の台風対応のため、増額を  
するもので、小災害復旧工事負担金は協定により谷峨小山線の舗装工事の負  
担分でございます。公共工事、公共土木施設災害復旧事業の共同等災害復旧  
工事は、谷戸北畑線の町道復旧工事で、町道等災害復旧工事負担金は、谷戸  
北畑線災害復旧工事の県負担分でございます。

13款予備費は1億1,291万7,000円を増額するものがございますが、今後、  
退職手当等への負担金や下水道事業特別会計、国保事業会計、介護保険事業  
特別会計への繰り出しなどが見込まれるため、財源を留保しておくものでご  
ざいます。

36、37ページをお開きください。

給与費明細書でございます。特別職については、議会議員、町長、副町長、  
教育長の期末手当の減額分でございます。2の一般職については、防災監が  
任期付職員のため、職員数に含まれるので、補正前に対して、1名増となっ  
ております。変更については防災監の採用に伴うものがございます。

後ほど、お目通しをいただければと思います。

説明は以上でございます。

議 長 ここで暫時休憩をしたいと思います。再開は10時40分といたします。  
(午前10時25分)

議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。 (午前10時40分)  
日程第7、議案第58号、令和2年度山北町一般会計補正予算(第5号)についての説明が終わりましたので、議案第58号について質疑に入ります。  
質疑のある方はどうぞ。

4番 熊 澤 4番熊澤です。

23ページの児童福祉総務費の中の会計年度職員(パートタイム)の学童さんのパートの、パートタイムは何人だったのでしょうか。それと、あと時間延長はどのくらいあったのかということをお聞きいたします。

議 長 福祉課長。

福 祉 課 長 こちらは人数が施設長、それから支援員が3人分、それから、もう1つ、金額が違う支援員が3人分ということで、時間的には、1日、支援員につきましては6時間、施設長については44.5時間、それで施設長につきましては29日分、支援員については46日分ということでございます。

議 長 熊澤議員。

4番 熊 澤 そうしますと、時間帯が違う方っていうのは会計年度パートタイマーではないという方がいらっしゃるということですね。

議 長 福祉課長。

福 祉 課 長 すみません、ちょっと今質問が分からなかったのですが、もう一度いいですか。

議 長 熊澤議員。

4番 熊 澤 すみません、先ほど3人分と言われまして、また3人分と言われたので、会計年度の方じゃなくても、会計年度じゃないパートさんか、職員さんがいられるってことですか。

議 長 福祉課長。

福 祉 課 長 この3人分、3人分というのは、単価が若干違うということで、言ったものでございます。

議 長 熊澤議員。

4番 熊 澤 　　それで、期末手当もここにうたわれているんですが、これは、全員の方ではないですよ。どういう方の期末手当。

議 長 　　福祉課長。

福 祉 課 長 　　全員の方ではございません。今回、支援員の方が賃金が増えたものですから、この増えた分の方に対してのものでございます。

議 長 　　よろしいですか。

4番 熊 澤 　　分かりました。はい。

議 長 　　ほかにご覧いませんか。

13番、石田照子議員。

13 番 石 田 　　13番、石田でございます。

21ページの企画費のところなんですけれども、公共交通路線バス事業者緊急支援金として、富士急へ支援要請があったと御説明いただきましたけれども、これは、コロナの関係で乗降客が減少したというのが理由なんですか。

議 長 　　企画政策課長。

企 画 政 策 課 長 　　公共交通路線バス事業者緊急支援金について、御説明させていただきます。本年の6月に神奈川県バス協会から周辺の自治会に対しまして、乗合バス事業に対する事業支援要望書というものが提出されました。内容といたしましては、コロナの関係で利用者を安全・安心に輸送するために、マスク、消毒液、抗菌処理に要する費用、運転席仕切りカーテン等の導入する費用について、これから費用負担をしていかなければいけないので、そういった部分について、地方創生臨時交付金を活用して、自治体のほうから助成をしていただきたいというような要望書がございました。

これを受けまして、富士急湘南バスが運行しております山北町、大井町、松田町と3町で調整をいたしまして、3町で広域で、同じ条件で富士急湘南バスのほうに支援をするというような形になってございます。

それで、金額につきましては、基本額といたしまして、10万円かける町内に3路線ございますので10万円かける3路線で30万円。それと加算額といたしまして、単価が2万円で富士急湘南バスの保有台数が22台ございますので、2万円かける22台で44万円、合わせて74万円というような積算になってござ

います。

議 長 石田議員。

13 番 石 田 そうしますと、乗客が減少したという理由ではないので、コロナ対策ということですから、今回限りということになりますか。

議 長 企画政策課長。

企 画 政 策 課 長 乗客につきましても、富士急さんのほうから情報をいただいております、やはりコロナの影響がかなり出ておりますですね、前年比の春先3月、4月、5月、この辺りで、もう前年比の2割、3割程度しかお客さんが乗っていないというようなことでございます。これは、当然のことながらコロナの影響が非常にあるということで、コロナ対策を含めた中で、富士急さんのほうに支援をしていくというような考えでございます。

議 長 石田議員。

13 番 石 田 そうしますと、また何か要請が来たらば、何か支援を考えるようなことが今後あるのでしょうか。

議 長 企画政策課長。

企 画 政 策 課 長 現時点では、今回限りの支援ということで考えておりますので、また、その辺りにつきましても、情報を見ながら検討していきたいというふうに考えております。

議 長 9番、児玉洋一議員。

9 番 児 玉 9番児玉です。

今の関連の質問になりますけれども、同じページのところでございます。今、企画政策課長の御答弁の中で、6月に県のバス協会からの要望があつてという形です。エリアで、大井町と松田町と山北町は富士急湘南バスさんだと。これ、一般的にこういうことというのが、もう一般というか、全国的にどうか、なされている状況なのか。もし御存じでしたら、教えていただきたいです。

議 長 企画政策課長。

企 画 政 策 課 長 今回のこういう緊急支援金の関係なんですけれども、全国的にも非常に行っているところが数多くございます。事例についても、かなりうちのほうの課のほうでも、いろいろ精査させていただいて、一番、今回の支援の内容に

近いものが静岡県の三島市、こちらのほうで、同じような形で支援をしておりまして、3町で山北、大井、松田の3町で、三島市さんのほうの支援制度をベースにちょっと考えていこうということで、そういう形でやらせていただいております。

ただ、支援の内容についても、お金だけを支援する自治体ですとか、あるいは、実際にコロナ対策でかかった費用のみを支援する自治体ですとか、様々ないろいろございましたけれども、山北町につきましては、三島市の内容をベースにして、この支援を行っていくというような形でございます。

議 長 ほかにございせんか。

1 番、瀬戸恵津子議員。

1 番 瀬 戸 26ページです。林業振興費のところ増額補正があるんですが、これは、森林環境譲与税の関係だと思んですが、配分基準があったと思んですが、何か大変喜ばしいことではあります、早速にこんなに増えたというのは、何かあったんでしょうか。

議 長 農林課長。

農 林 課 長 今年度は、森林環境譲与税に対しましては、去年の台風19号等災害があったので、森林に強い山づくりをなさいという名目で、前年度の約倍額で、総額で1,300万円ちょっとの予定になっております。当初予算で640万円ほど計上していますので、残りの分について、今回増額させていただきます。

議 長 瀬戸恵津子議員。

1 番 瀬 戸 それでは、当初のときには、林道の新設とか、改良とありましたが、今回においては、多分これ改良だと思んですが、新設はどっか予定が計画の中にあるのかということと、あと林業従事者が増えるということが、目安ということが大きな目標に、これに取り組みたいって最初おっしゃってたと思うんですが、その点については、どんな取組をなさいますでしょうか。

議 長 農林課長。

農 林 課 長 今回は、新設は今のところはありません。既存の林道がこここのところの雨で大分傷んでいますので、そういった改修というか、補修等に使うのが、主になります。

それと、今回谷峨地区で災害が起きてる現場の山の中が大分荒れてるよう

な状態になっています。そこを森林整備をするのと、委託費をかけて調査をして、今後どのような整備をしたらいいのかというのを検討したいために計上させていただいています。

議 長 よろしいですか。ほかに質疑ある方どうぞ。

12番、富田陽子議員。

12 番 富 田 35ページの公共土木施設災害復旧費なのですが、説明で、今後に備えた対策とおっしゃってましたが、具体的に場所とか、どんな対策か、もしあればお聞かせください。

議 長 都市整備課長。

都 市 整 備 課 長 今回のところ、具体的なところはありませんので、また昨年度の台風19号のようなのがきたときに対応するように、予算を計上させていただいています。

議 長 よろしいですか。ほかにございませんか。

4番、熊澤友子議員。

4 番 熊 澤 23ページの社会福祉協議会助成金とありまして、先ほど、御説明では、ともしびショップへの補填という形という説明があったんですが、これは、ともしびショップもずっと閉館にされてましたので、そこにお勤めの方の賃金と理解してよろしいのでしょうか。

議 長 福祉課長。

福 祉 課 長 ともしびショップさくらが休業をしておりました。こちらの減収分ということで、当初、国の持続化給付金のほうに申請下りましたが、これが、対象外となってしまいまして、その減収分ということで、今回補正に見えておりまして、今後のともしびショップのほうの賃金等に使うということでございます。

議 長 ほかに質疑のある方はどうぞ。

13番、石田照子議員。

13 番 石 田 13番石田でございます。

25ページの環境衛生費なんですけれども、この謝礼金が猿の捕獲に対する謝礼金という御説明いただきましたけれども、この15万7,000円というのは、捕獲した頭数に対する金額なのでしょうか。

議 長 環境課長。

環 境 課 長      お答えします。今、こちらのほうと賃金で見させていただいてるのが、猿のわなの設置、これは3回分を見込んでおります。また、従事者として、猿のほう、許可のほうは、今7頭で神奈川県の方から来てございますが、一応、ここでは10頭見ております。と申しますのは、わな自体が5つございますので、そこに5つ全部入る場合もございますし、2頭しか入らないとかつていう状況もあります。町としましては、許可は7ですけれども、捕獲できたものについては駆除をするという考え方で県と交渉してございますので、一応10ということで設置させていただきます。

議 長           石田議員。

13 番 石 田      補正で、ここで15万7,000円が出てくるということは、予想外に猿が捕獲できているという状況なんですか。

議 長           環境課長。

環 境 課 長      お答えします。昨年の秋に県の方で猿の実態調査をしてございます。従来、平成30年度の時点は、30匹という数字をいただいていたんですが、令和元年では40匹ということで10匹を増えていると。想定以上に猿の数が増えてきているという状況がございましたので、その時点では、まだ県との捕獲頭数が決まっていなかったと。捕獲頭数決まったのは5月の末ということになりましたものですから、獲れる数を、獲れる数の分の申請をここでしましたので、緊急で補正で上げさせていただいているという状況でございます。

議 長           ほかに。

石田議員。

13 番 石 田      それでは、もう1つですけれども、県の許可は7頭ということですけども、10頭捕獲しても問題はないんですか。

議 長           環境課長。

環 境 課 長      取りあえず、県の協議の中では、少し昨年度について、爆発的に増えてきているということもございますので、できれば、このタイミングでしっかりと適正数にしていきたいという考え方の中で、今県の方に調整を依頼しているところでございます。

議 長           12番、富田陽子議員。

12 番 富 田      すみません、今の関連質問で、この捕獲した猿というのは、殺処分という

ことによろしいのでしょうか。

議 長 環境課長。

環 境 課 長 お答えします。今御指摘のあったとおり、適正数にするために、一応駆除  
させていただくという考え方でございます。

議 長 ほかに質疑のある方はどうぞ。

12番、富田陽子議員。

12 番 富 田 31ページの地域防災計画事業で防災マップ策定事業というのがありますが、  
これは防災マップはいつ頃配布というか、できるのでしょうか。

議 長 総務防災課長。

総 務 防 災 課 長 これにつきましては、今県のほうが公示のほうを進めております。それが、  
年内には完了しそうなので、それをもって、策定のほうに入っていますので、  
策定自体は年度いっぱいになるということを想定しております。ですから、  
配布は年度いっぱいまで作成がかかれば、町民の皆さんへの配布は4月以降  
になることもあり得ると考えております。

議 長 富田議員。

12 番 富 田 今回のマップには台風19号の被害があったところが反映されるって形になる  
のでしょうか。

議 長 総務防災課長。

総 務 防 災 課 長 このマップは、県が土砂災害の指定、ですから危ないと、19号で崩れたと  
かそういうのじゃなくて、土砂災害危険ですよ、あと、ここの河川は氾濫す  
る危険性がありますよというのを公示します。それを基にマップのほうは策  
定しますので、19号について云々というのは、特に記載することは考えてお  
りません。

議 長 富田議員。

12 番 富 田 これは県が策定するので、こちら、何か意見を言っても反映されないかも  
なんですけど、1回、台風9号で崩れてしまったところが、もう一回、また次  
の台風で大きく崩れるとか、そういうところの可能性って大いにあると思う  
んですが、町から情報提供して、その防災マップに加えるということは可能  
ではないのでしょうか。

議 長 総務防災課長。

総務防災課長 自然災害は、台風19号だけではございませんので、元に戻れば、47年災もあります。そういう面もありますので、どの部分だけ引っこ抜くっていうのはちょっと事務的に不可能だと思いますので、今回も掲載のほうは考えておりません。

議 長 堀口恵一議員。

11番 堀 口 11番、堀口です。

27ページの足柄茶生産奨励金900万円ですけれども、コロナで落ちた分、奨励金ということで出すんですけど、具体的に、それは農家の方に補填されるんでしょうか。ちょっと内容がちょっとよく分からないので詳しくお願いします。

議 長 農林課長。

農 林 課 長 足柄茶を生産している農家さんに支援をするもので、足柄茶というのは、農協の茶業センターに出荷してる農家さんが対象になります。

議 長 堀口議員。

11番 堀 口 その方たちに、今までの実績から想定して支給していくような形なんでしょうか。

議 長 農林課長。

農 林 課 長 1軒10万円で90軒ほど考えていますので900万円という。

議 長 ほかにございませんか。

質疑が終わりましたので討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、議案第58号を採決いたします。原案に賛成者は起立をお願いいたします。

(起立多数)

議 長 起立多数。よって議案第58号は原案どおり可決されました。

日程第8、議案第59号、令和2年度山北町国民健康保険事業特別会計補正予算第2号について議題といたします。

提案者の説明を求めます。町長。

町 長 議案第59号、令和2年度山北町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2

号)。

令和2年度山北町の国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ589万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ14億5,919万円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和2年9月4日提出。山北町長 湯川裕司。

提案理由でございますが、今回の補正予算の主なものは、前年度繰越金の確定であり、歳入歳出総額をそれぞれ589万2,000円増額補正するものであります。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長  
保 険 健 康 課 長

保険健康課長。

それでは、議案第59号、令和2年度山北町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について、御説明申し上げます。

2ページ、3ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。

歳入につきましては、5款の繰越金について、589万2,000円の増額を行うものでございます。

歳出につきましては、2款の保険給付費から7款の予備費まで、歳入と同額の589万2,000円の増額を行うものでございます。

詳細につきましては、事項別明細書で説明させていただきます。

4、5ページをお開きください。

歳入でございますが、5款1項2目のその他繰越金につきましては、令和元年度分の決算の確定によるもので、589万2,000円の増額でございます。

歳出でございますが、2款2項3目の一般被保険者高額介護合算療養費につきましては、支給対象者の増加に伴うもので、10万1,000円の増額でございます。

7款1項1目予備費につきましては、歳入との調整の結果、579万1,000円

を増額させていただくものです。

説明は以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、議案第59号について質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

質疑がないので討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議がないので、議案第59号を採決いたします。原案に賛成者は起立をお願いいたします。

(全員起立)

議 長 起立全員。よって議案第59号は原案どおり可決されました。

日程第9、議案第60号、令和2年度山北町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。町長。

町 長 議案第60号、令和2年度山北町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)。  
令和2年度山北町の後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ406万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,542万6,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和2年9月4日提出。山北町長 湯川裕司。

提案理由でございますが、今回の補正予算の主なものは前年度繰越金の確定であり、歳入歳出総額をそれぞれ406万2,000円増額補正するものであります。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長 保険健康課長。

保 険 健 康 課 長 それでは、議案第60号、令和2年度山北町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について、御説明申し上げます。

7、8ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。

歳入につきましては、4款の繰越金について、406万2,000円の増額を行う  
ものでございます。

歳出につきましては、2款の後期高齢者医療広域連合納付金から4款の予  
備費まで、歳入と同額の406万2,000円の増額を行うものでございます。

詳細につきましては、事項別明細書で説明させていただきます。

9、10ページをお開きください。

歳入でございますが、4款1項1目の繰越金につきましては、令和元年度  
分の決算額確定によるもので、406万2,000円の増額でございます。

歳出でございますが、2款1項1目の後期高齢者医療広域連合納付金につ  
きましては、令和元年度分の納付額の確定に伴う清算金で356万5,000円の増  
額でございます。

4款1項1目の予備費につきましては、歳入との調整の結果、49万7,000円  
を増額させていただくものです。

説明は以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、議案第60号について質疑に入ります。質疑のあ  
る方はどうぞ。

質疑がないので討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異  
議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、議案第60号を採決いたします。原案に賛成者は起立をお  
願いいたします。

(全員起立)

議 長 起立全員。よって議案第60号は原案どおり可決されました。

日程第10、議案第61号、令和2年度山北町下水道事業特別会計補正予算(第  
1号)について議題といたします。

提案者の説明を求めます。町長。

町 長 議案第61号、令和2年度山北町下水道事業特別会計補正予算(第1号)。  
令和2年度山北町の下水道事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定め

るところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ121万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億2,098万8,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年9月4日提出。山北町長 湯川裕司。

提案理由でございますが、今回の補正予算の歳入の主なものは前年度繰越金の確定であり、歳出の主なものは公共柵設置工事の追加であり、歳入歳出総額をそれぞれ121万4,000円増額補正するものであります。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長  
上下水道課長

上下水道課長。

それでは、議案第61号、令和2年度山北町下水道事業特別会計補正予算(第1号)について、御説明いたします。

12、13ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。

歳入につきましては、1款分担金及び負担金と5款繰越金を合わせまして補正額121万4,000円の増額で、歳入合計4億2,098万8,000円でございます。

歳出につきましては、2款事業費と4款予備費を合わせまして、歳入と同額でございます。

続きまして、歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。

14、15ページをお開きください。

歳入でございます。1款分担金及び負担金の1項1目受益者負担金の補正額は67万7,000円の増額で、補正後の額は126万2,000円でございます。これは、受益者負担金を当初予算では分割納付で計上していましたが、一括納付された方が20名となったため、これによる増でございます。

5款繰越金は、前年度繰越金の確定により53万7,000円の増額で、補正後の額は153万7,000円でございます。

続きまして、歳出でございます。2款1項1目排水施設費の14節工事請負費を120万円増額するものでございます。これは新たに公共柵を2か所整備し、

下水道への接続を図るものでございます。

4 款予備費につきましては、1 万4,000円の増額をするものでございます。

説明は以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、議案第61号について質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

質疑がないので討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、議案第61号を採決いたします。原案に賛成者は起立をお願いいたします。

(全員起立)

議 長 起立全員。よって議案第61号は原案どおり可決されました。

日程第11、議案第62号、令和2年度山北町町設置型浄化槽事業特別会計補正予算(第1号)について議題といたします。

提案者の説明を求めます。町長。

町 長 議案第62号、令和2年度山北町町設置型浄化槽事業特別会計補正予算(第1号)。

令和2年度山北町の町設置型浄化槽事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ492万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,721万6,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和2年9月4日提出。山北町長 湯川裕司。

提案理由でございますが、今回の補正予算は前年度繰越金の合併によるものであり、歳入歳出総額をそれぞれ492万5,000円減額補正するものであります

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長 上下水道課長。

上下水道課長      それでは、議案第62号、令和2年度山北町設置型浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）について、御説明いたします。

17、18ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。

歳入につきましては、6款繰越金の補正額、492万5,000円の減額で、補正後の額は5,721万6,000円でございます。

歳出につきましては、2款予備費と歳入と同額の492万5,000円を減額し、歳出合計は歳入と同額でございます。

続きまして、事項別明細書でございます。19、20ページをお開きください。

歳入でございます。6款繰越金は、前年度繰越金の確定により492万5,000円の減額をするものでございます。

次に、歳出でございます。2款予備費につきましては、歳入と同額の492万5,000円を減額するものでございます。

説明は以上でございます。

議      長      説明が終わりましたので、議案第62号について質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

質疑がないので討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

議      長      御異議ないので、議案第62号を採決いたします。原案に賛成者は起立をお願いいたします。

（全員起立）

議      長      起立全員。よって議案第62号は原案どおり可決されました。

日程第12、議案第63号、令和2年度山北町山北財産区特別会計補正予算（第1号）、日程第13、議案第64号、令和2年度山北町共和財産区特別会計補正予算（第1号）及び日程第14、議案第65号、令和2年度山北町三保財産区特別会計補正予算（第1号）について、一括議題といたしますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

議      長      御異議ないものと認め、一括議題といたします。

町 長

提案者の説明を求めます。町長。

議案第 63 号、令和 2 年度山北町山北財産区特別会計補正予算（第 1 号）。

令和 2 年度山北町の山北財産区特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 36 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 871 万円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 2 年 9 月 4 日提出。山北町長 湯川裕司。

提案理由でございますが、今回の補正予算は、前年度繰越金の確定によるものであり、歳入歳出の総額をそれぞれ 36 万円増額補正するものであります。

続きまして、議案第 64 号、令和 2 年度山北町共和財産区特別会計補正予算（第 1 号）。

令和 2 年度山北町の共和財産区特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 207 万 4,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4,887 万 4,000 円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 2 年 9 月 4 日提出。山北町長 湯川裕司。

提案理由でございますが、今回の補正予算の主なものは、前年度繰越金の確定であり、歳入歳出総額をそれぞれ 207 万 4,000 円増額補正するものであります。

続きまして、議案第 65 号、令和 2 年度山北町三保財産区特別会計補正予算（第 1 号）。

令和 2 年度山北町の三保財産区特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 40 万 3,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 897 万 3,000 円と

する。

2、歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年9月4日提出。山北町長 湯川裕司。

提案理由でございますが、今回の補正予算の主なものは前年度繰越金の確定であり、歳入歳出予算総額をそれぞれ40万3,000円増額補正するものであります。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長

財務課長。

財 務 課 長

それでは、議案第63号、令和2年度山北町山北財産区特別会計補正予算（第1号）について、御説明いたします。

22、23ページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。

歳入につきましては、2款、繰越金を36万円増額補正するものでございます。

歳出につきましては、3款予備費を歳入と同額を補正するものでございます。

続きまして、事項別明細書でございます。

24、25ページを御覧いただきたいと思います。下段のほうでございます。

歳入につきましては、2款繰越金は前年度繰越金の確定により36万円を増額するものでございます。

歳出については、3款予備費を36万円増額補正するものでございます。

以上で説明を終わります。

続きまして、議案第64号、令和2年度山北町共和財産区特別会計補正予算（第1号）について、御説明いたします。

27、28ページをお開きいただきたいと思います。

第1表、歳入歳出予算補正です。

歳入につきましては、3款繰越金を207万4,000円増額補正するものです。

歳出につきましては、1款財産区費及び3款予備費を歳入と同額を補正するものでございます。

29、30ページをお開きください。事項別明細書でございます。

歳入については、3款繰越金を前年度繰越金の確定により207万4,000円を増額補正するものでございます。

歳出につきましては、1款財産区費、1項財産区管理会費、2目財産管理費は200万円の増額補正でございます。これは、財産取得管理等基金積立金に繰越金の確定により200万円を積み立てるものでございます。

3款予備費につきましては、7万4,000円を補正するものでございます。

以上で説明を終わります。

続きまして、議案第65号、令和2年度山北町三保財産区特別会計補正予算(第1号)について、御説明いたします。

32、33ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。

歳入については、2款繰越金を40万3,000円補正するものでございます。

歳出につきましては、1款財産区費及び3款予備費で歳入と同額を補正するものでございます。

34、35ページをお開きください。歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。

歳入でございますが、2款繰越金は前年度繰越金の確定により40万3,000円の増額補正でございます。

歳出につきましては、1款財産区費、1項財産区管理会費、1目一般管理費は36万5,000円の補正でございます。説明欄の施設整備助成金は、財産区所有地を貸している施設の斜面に落石の危険があるため、既設の落石防護ネットの設置に対し、2分の1を助成するものでございます。

2目財産管理費は2万2,000円の増額です。財産取得管理等積立金は、元年度の利子の積み残し分を基金に積み立てるものでございます。

3款の予備費については、1万6,000円を補正するものでございます。

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので、議案第63号、令和2年度山北町山北財産区特別会計補正予算(第1号)について質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

質疑がないので討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異

議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議がないので、議案第63号、令和2年度山北町山北財産区特別会計補正予算(第1号)を採決いたします。原案に賛成者は起立をお願いいたします。

(全員起立)

議 長 起立全員。よって議案第63号は原案どおり可決されました。  
続いて、議案第64号、令和2年度山北町共和財産区特別会計補正予算(第1号)について質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。  
質疑がないので討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、議案第64号、令和2年度山北町共和財産区特別会計補正予算(第1号)を採決いたします。原案に賛成者は起立願います。

(全員起立)

議 長 起立全員。よって議案第64号は原案どおり可決されました。  
続きまして、議案第65号、令和2年度山北町三保財産区特別会計補正予算(第1号)について質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。  
質疑がないので討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議がないので、議案第65号、令和2年度山北町三保財産区特別会計補正予算(第1号)を採決いたします。原案に賛成者は起立をお願いいたします。

(全員起立)

議 長 起立全員。よって議案第65号は原案どおり可決されました。  
日程第15、議案第66号、令和2年度山北町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)について、議題といたします。  
提案者の説明を求めます。町長。

町 長 議案第66号、令和2年度山北町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)。

令和2年度山北町の介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,535万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ13億1,331万円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年9月4日提出。山北町長 湯川裕司。

提案理由でございますが、今回の補正予算の主なものは前年度繰越金の確定であり、歳入歳出総額をそれぞれ6,535万3,000円増額補正するものであります。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長  
保 険 健 康 課 長

保険健康課長。

それでは、議案第66号、令和2年度山北町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について、御説明申し上げます。

37、38ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。

歳入につきましては、7款の繰入金から8款の繰越金まで、6,535万3,000円の増額を行うものでございます。

歳出につきましては、6款の基金積立金から7款の予備費まで、歳入と同額の6,535万3,000円の増額を行うものでございます。

詳細につきましては、事項別明細書で説明させていただきます。

39、40ページをお開きください。

歳入でございますが、7款1項1目の一般会計繰入金につきましては、1号被保険者保険料負担軽減分の国負担分の前年度追加交付分として繰り入れるもので、10万6,000円の増額でございます。

7款2項1目の介護給付費基金繰入金につきましては、令和元年度分の返納金に充てるもので、3,447万9,000円の増額でございます。

8款1項1目の繰越金につきましては、令和元年度分の決算額の確定によるもので、3,076万8,000円の増額でございます。

41、42ページをお開きください。

次に歳出でございますが、5款1項1目の介護保険給付費基金積立金につきましては、繰越金のうち、基金積立金と前年度保険料軽減分の国の追加交付分などにより介護保険給付基金へ積み立てるもので、3,015万5,000円の増額でございます。

6款1項2目の介護給付費交付金返還金につきましては、令和元年度の介護給付費交付金の確定により社会保険診療報酬支払基金に返還するものが220万8,000円の増額でございます。

6款1項3目の国庫支出金返納金につきましては、令和元年度の介護給付費の確定により国庫に返還するものが1,537万6,000円の増額で、地域支援事業費の確定により返還するものが29万5,000円のそれぞれ増額でございます。

6款1項4目の県支出金返納金につきましては、令和元年度地域支援事業費確定により県に返還するもので、15万4,000円の増額でございます。

6款1項5目の地域支援事業交付金返還金につきましては、令和元年度地域支援事業交付金確定により社会保険診療補償支払基金に返還するもので、7万円の増額でございます。

6款2項1目の一般会計繰出金につきましては、令和元年度の清算に伴う一般会計への返還金で、1,709万7,000円の増額でございます。

43、44ページをお開きください。

7款1項1目の予備費につきましては、歳入との調整の結果、2,000円を減額させていただくものでございます。

説明は以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、議案第66号について質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

質疑がないので討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議長 御異議がないので、議案第66号を採決いたします。原案に賛成者は起立をお願いいたします。

(全員起立)

議 長 起立全員。よって議案第66号は原案どおり可決されました。

日程第16、議案第67号、令和2年度山北町商品券特別会計補正予算（第1号）について議題といたします。

提案者の説明を求めます。町長。

町 長 議案第67号、令和2年度山北町商品券特別会計補正予算（第1号）。

令和2年度山北町の商品券特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ62万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ690万1,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年9月4日提出。山北町長 湯川裕司。

提案理由でございますが、今回の補正予算は前年度繰越金の確定によるものであり、歳入歳出総額をそれぞれ62万3,000円増額補正するものであります。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長 商工観光課長。

商工観光課長 それでは、議案第67号、令和2年度山北町商品券特別会計補正予算（第1号）について、御説明いたします。

46、47ページをお開きください。

まず、歳入でございます。2款、繰越金につきましては、補正額62万3,000円の増額でございます。

次に、歳出でございます。2款、予備費の補正額につきましても、歳入歳出同額を増額するものです。

48、49ページをお開きください。

事項別明細書でございます。中段以降なんですけど、2番歳入の2款1項1目の繰越金につきましては、前年度の繰越金が確定したため、補正額として、62万3,000円を計上させていただいております。

続いて、歳出の2款1項1目の予備費につきましては、歳入と同額の62万

3,000円の増で計上をさせていただいております。

説明は以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、議案第67号について質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

質疑がないので討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、議案第67号を採決いたします。原案に賛成者は起立をお願いいたします。

(全員起立)

議 長 起立全員。よって議案第67号は原案どおり可決されました。

以上をもちまして、本日の議事日程を終了しましたので、散会といたします。

なお、午後1時より決算特別委員会現地調査を行いますので、正面玄関前にお集まりください。(午前11時33分)